

権利擁護支援・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人々に対して、後見人を選任するなどして、本人の権利や財産を侵害されることのないように、法律面や生活面で支援をする制度です。

1 権利擁護支援

1) 市長による申立て

法定後見制度の申立て・・・本人、配偶者、4親等内の親族による審判の申立てに基づいて利用することが基本とされている。

市長による申立て・・・判断能力の不十分な方に配偶者または4親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信普通の状態にあるなどの場合、市長は本人の福祉を図るため特に必要があると認めるときには、法定後見等の開始の審判の申立てができるものとされている。

市長による申立て件数

(件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (12月申請まで)
長寿介護課	4	0	9	1
福祉課	0	0	1	1

2) 市民後見人の育成

三市一町（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町）で養成講座を開催している

1期の養成講座（H28年度から29年度で実施） 島田市4人受講

平成30年度は2期の養成講座として、島田市が事務局として開催

島田市3人受講

（31年度の事務局は焼津市）

2 成年後見制度利用支援事業

1) 成年後見制度利用促進のための広報、普及活動の実施

研修会の実施（成年後見制度研修会 講師：弁護士 岩山雅一

平成30年8月31日 47名参加）

2) 成年後見制度の利用に関する経費に対する助成

低所得者が利用した市長申立ての成年後見制度の費用（登記手数料、鑑定費用等）および後見人の報酬助成

経費の助成件数

(件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (12 月申請まで)
長寿介護課	6	11	11	10
福祉課	0	2	3	7